

令和元年第2回町議会定例会会議の経過（6月11日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
- （午前9時00分）
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第40号 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 それでは、議案第40号、山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、関係省令の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 福祉課長。
- 福 祉 課 長 それでは、議案第40号について、御説明申し上げます。
- 2枚目をお開きください。
- 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。
- 山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。
- 今回の条例改正は、国が定めています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員として必要な研修を従来は県知事と指定都市の長が行う研修としていたものを、新たに中核市の長が行う研修が追加されたことから、本条例でも中核市の長を加えるものです。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第10条第3項、指定都市の次にもしくは同法第252条の22第1項の中核市を加えるものです。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第40号について、質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。

4 番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 4 番、熊澤です。

この条例なんですけども、この研修というのは支援員さん全員が受けなければいけないものなのかどうか伺いたいです。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 まず、支援員になるには、条例で定めております第10条第3項のもの(1)から(10)までを受けて、さらにこの県もしくは指定都市、または中核市の長が行うものを受けなければいけないということとなっております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 そうしますと、現在、今山北で行っている児童クラブでは、支援員さん、この講習まで受けた方はどれぐらいいらっしゃるんですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今、資格保持者8名でございます。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 そうしますと、8名の方なんですけども、規約としましては、何名以上いなくてはならないという取決めはございますか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 特にございません。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

石田照子議員。

13 番 石 田 13 番、石田でございます。

この研修なんですけれども、県が実施の場合にはテキスト代のみで無料ではないかと思うんですけれども、この中核市が行う研修についてはどのような扱いになるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 中核市のほうで決めるものがございますので、中核市のほうではちょっとまだ行っている実績がございませんので、今後決まってくると思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 その中核市の確認なんですけれども、神奈川県の中核市というのは、横須賀と相模原の2つですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 相模原市は、指定都市になりますので、中核市は横須賀市のみです。

議 長 ほかによろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第40号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第41号、山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第41号、山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に

に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第41号について御説明させていただきます。

2枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

最初に条例改正の概要でございますが、1点目は、賦課限度額の引上げでございます。

国民健康保険税の内訳は、医療分と支援分、介護分に分かれており、それぞれの賦課限度額は地方税法施行令で定められておりますが、このたびの改正では医療分と介護分の課税限度額が引上げとなりました。

2点目は、均等割、平等割の軽減対象世帯の拡充でございます。

均等割、平等割は所得の状況により7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準額が改正されたため、関連する条項を改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

第2条第2項は、医療分の課税限度額、現行61万円を63万円に改めるものでございます。また、第4項では、介護分の課税限度額を引き上げるものでございます。現行16万円を17万円に改めるものでございます。

第15条、保険税の減額でございますが、減額後の保険税の医療分の課税限度額を第2条と同額の63万円に改めるものでございます。また、介護分の課税限度額を第2条と同額の17万円に改めるものでございます。

2枚目をお開きください。

第15条第2号は5割軽減を定めたものでございますが、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。

3ページ目を御覧ください。

第15条第3号は2割軽減を定めたものでございますが、軽減判定所得の算定において、被保険者の課税に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げ

たものでございます。

それでは、2枚目にお戻りください。

附則。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

適用区分。第2項、改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は令和2年4月1日から適用となっておりますが、国民健康保険税は前年度所得額が確定となった7月に本算定が行われ、当該年度分の税額が確定するため、ここでの提案とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第41号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13 番、石田でございます。

ちょっと分からないので御説明いただきたいんですけども、医療分と介護分は引上げ、そして均等割、平等割については軽減というような御説明いただきましたが、結果的には、これは値上がりということなんでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まず、1点目の課税限度額については、年額で保険料を納める金額の上限を定めるものでございますので、税込としては上がるものでございます。逆に、こちらの2点目の均等割、平等割の軽減世帯の拡充ということですので、こちらは軽減になりますので、税収入は逆に減るものでございます。加入者側から見て医療分の61万円を63万円に引き上げた場合、1人影響がありまして、17人の対象が16人に減る、要するに63万円を超える方は1人減るということでございます。介護分については、影響はございません。

今度は、軽減判定所得のほうの5割軽減でございますが、28万円から28万5,000円に引き上げるということで、6人影響がありますということで、加入者側からすれば、そこは5割が軽減される方が増えているということです。

それから、2割軽減については51万円から52万円に引き上げたものに対しては1人影響があり、その1人の方が2割軽減を受けられるという状態になるということでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、1人増えるとか6人増えるとかとおっしゃられたのは、6人の方が軽減され、1人の方が軽減されると、そういう解釈でよろしいですか。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 はい、そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑の方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案41号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第42号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第42号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第42号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、条例改正の概要でございますが、介護保険法施行令の一部改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、関連する条項を改正するものでございます。

このたびの改正は、従来から行われてきました第1号被保険者の軽減措置の軽減幅を拡大するものでございまして、軽減措置の対象は、平成27年から30年度までは保険料所得段階の第1段階の方のみの対象でしたが、昨年度に第2段階、第3段階まで拡大されました。

さらに、昨年改正では、消費税10%に引上げに伴い、保険料軽減幅が併せて拡充されました。昨年の10月に消費税が引き上げられました関係で、軽減幅は通年の2分の1に設定されておりました。今回の改正では、通年を通じて低減幅が適用されることとなり、完全実施となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯主の収入の減収が見込まれる場合に等における保険料の減免について、現行の規定には、減免の申請経緯が設定されており、令和2年2月一日以降に納期限が設定されている令和元年度の保険料も減免対象ですので、遡っての申請を受けることを可能とするための措置を講ずるものでございます。

別添資料を御覧ください。

介護保険料所得段階別保険料額一覧でございます。

第1号被保険者の低減措置は、平成30年度までは第1段階でしたが、令和元年度からは第2段階、第3段階も対象としております。今回の改正では、第1段階から第3段階まで軽減幅を拡大しております。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

第6条第2項につきましては、軽減措置に係る前項第1号被保険者に該当する者、これは第1段階の方になりますが、令和2年度及び令和元年度の各年度を令和2年度、また基準額に乗ずる割合及び保険料について、100分の37.5及び2万4,888円を100分の30及び1万9,908円に改めるものです。第3項は第1号被保険者の第2段階の軽減措置保険料を軽減措置に係る年度を令和

2年度及び令和2年度の各年度を令和2年度に、また、令和2年度の保険料率について準用するもので、第3項中の前項中、100分の37.5及び2万4,888円とあるのは、100分の62.5及び4万1,484円と読み替えるものとするを、前項中100分の30及び1万9,908円とあるのを、100分の50及び3万3,180円と読み替えるものとするに改めるものです。

第4項は、第1号被保険者の第3段階の軽減措置保険料軽減措置に係る年度を令和元年度及び令和2年度の各年度、令和2年度に、また令和2年度の保険料費について準用するもので、第4項中の第2項中、100分の37.5及び2万4,888円、100分の72.5及び4万8,120円と読み替えるものとするを、第2項中100分の30及び1万9,908円、100分の70及び4万6,452円と読み替えるものとするに改めるものです。

また、附則に第8条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を加えております。

今回の改正では、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている令和元年度と令和2年度の保険料が減免対象となり、既に徴収した保険料がある場合、遡って減免を行えるよう定める必要があります。

裏面を御覧ください。

減免の要件について触れております。減免については、次の各号のいずれかに該当するものは第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同法の規定を適用するものとしております。

第1号では、新型インフルエンザ等特別措置法により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが新型コロナウイルス感染症で死亡し、または重篤傷病を負ったこと。第2号では、新型コロナウイルス感染症の影響で第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものの事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次のア及びイに該当することとしております。

ア号では、事業収入等のいずれかの減少額が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上であること。イ号では、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年度所得額が400万円以下であることと定めております。

2項では、規定の適用について、申請者の申請について触れており、提出しなければならないとあるのは、提出しなければならない、ただし、町長はこれによりがたい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるとしております。これは、今回遡っての申請を受けるための措置でございます。

また、減免割合は、山北町介護保険料減免等に関する要綱に規定されておりますので、本条例改正と併せて要綱の改正を行い、必要な措置を行います。

それでは、改正文にお戻りください。

附則。施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の山北町介護保険条例附則第8条の規定は令和2年2月1日から、改正後の山北町介護保険条例第6条及び次項の規定は同年4月1日から適用する。適用区分、第2項、改正後の山北町介護保険条例第6条の規定は、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第42号について、質疑に入ります。
質疑の方はどうぞ。

13番、石田照子議員

13 番 石 田 13番、石田でございます。

第8条の2項の下から2行目のところに、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるとありますけれども、より難い事情というのはどのようなケースが当たるのか1点と、2点目、期限を定めることができるというのは、多分、納付期限の延長ではないかと思うんですけれども、どのくらい延長できるのか、2点お伺いいたします。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 より難い事情ということでございますが、こちらの納付の減免の期間でございますが、来年の令和3年3月31日までの分ということになっておりますので、それを超えて、例えば令和3年4月に申請がもしあった場合は、ここは、町長の判断によりこれを認めるといった内容でございます。その期間というもの、今申し上げたとおり、まず、このようなことについては、ほとんどないのではないかというふうに思われるんですけれども、そういった場

合については、町長の判断により4月以降も可能とするといったところで、その時点で納付期限は決定していきたいというふうに考えております。減免の期間ですね。より難しい事情とは、遡って納付ができるということ、それから納付期限が過ぎても減免の措置を講ずることができるといったことでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 ちよっと分かりませんでしたけれども、じゃあコロナの関係で納付ができないような事情があった場合に、納付期限が3月31日のものでもそれ以降でも受け付けるということで、じゃあ期限としては3か月とか半年とかという期限は設けていないということでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 そうですね。3か月とか6か月、そこまでは期限としては考えておりません。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 期限を定めてないということは、その方の御事情によって、相談にその都度応じていくということよろしいですか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 その方の事情がどういう事情かというのをよく判断した上で決定していきたいというふうに考えております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第42号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第43号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。 町長 議案第43号 山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、制定するものとする。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、県条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。 上下水道課長 それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正につきましては、県条例の小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲用水の確保に関する条例の一部が改正されたことに伴い、山北町水道事業給水条例を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、県条例で使用している用語が変更され、受水槽を貯水槽に変更するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。左の表が改正後となっております。

第40条の2項でございますが、神奈川県小規模水道を小規模水道に、小規模受水槽水道を小規模貯水槽水道に改正するものでございます。

それでは、1枚戻りまして、附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第43号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番瀬戸 1番、瀬戸でございます。

1項のほうは、多分、簡易専用水道の設置者ということだと思っております、

2項は簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者というのと、ビルとか、そういうことという解釈でよろしいのでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 はい。小規模貯水槽ということで、10立米以下のマンションなんかに建っている大きさがそのものを指しております。

議 長 ほかに。瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 なぜ今なのかということをちょっと伺います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 県条例が令和2年6月1日施行となりまして、今回、直近の議会で町条例も上程させていただきました。

議 長 ほかにございませんか。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

この県の条例の文言の改正によって整合性をとって文言を改正ということであると思うんですけども、小規模水道のところから神奈川県が抜けたんですけれども、この神奈川県という文言が抜けることによって、何か変わることはあるのでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 これも、字句の整合性を合わせたということで、神奈川県抜けているので町の条例も神奈川県を抜けたということで、特に大きな意味はございません。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第43号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第44号 令和2年度山北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第44号 令和2年度山北町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,950万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,634万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、GIGAスクール事業による増額で、歳入歳出それぞれを1億1,950万8,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、議案第44号 令和2年度山北町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、15款国庫支出金から22款町債まで、合計で1億1,950万8,000円の増額でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額の1億1,950万8,000円増額の補正でございます。

したがいまして、一般会計の予算規模は60億7,634万6,000円となるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

G I G Aスクール事業に対する起債で2,160万円を増額するものでございます。国の補正予算に伴う起債でございまして、元利償還金の50%が後年度の普通交付税の基準財政事業額に算入されるものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、123万3,000円の増額でございます。

3節の子ども・子育て支援交付金23万3,000円でございますけれども、説明欄の補足給付事業は、幼児教育無償化に伴う私立保育園分で対象が1名増えたものでございます。補助率につきましては3分の1でございます。マイナンバー情報連携体制整備事業は児童手当システムで、マイナンバーと所得情報を連携させるシステム改修の補助金で、補助率は3分の2でございます。

6節保育対策総合支援事業費補助金は100万円で、保育環境改善等事業として、保育園のコロナウイルス対策として、空気清浄機等購入の補助金で、10分の10の補助率でございます。4目、教育費国庫補助金は2,880万3,000円の増額です。G I G Aスクール事業といたしまして、説明欄の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,107万3,000円はネットワーク環境整備の補助金で、補助率は2分の1でございます。公立学校情報機器整備事業は、パソコンの購入費補助金で定額補助でございます。

6目社会資本総合整備交付金は5万9,000円の増額で、住宅建築物安全ストック形成事業は、ブロック塀除去補助金で1件分、補助率は2分の1でございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は6,658万9,000円で、人口や感染状況に応じて配分される交付金の一次分でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は1万5,000円で、国庫と同様、幼児教育無償化に伴う私立保育園1件分で、補助率は3分の1でございます。

3項委託金、6目教育費委託金は46万1,000円の増額でございます。教育推進研究事業に係る補助金で10分の10の補助金でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目財産貸付収入は50万4,000円の増額で、河内川ふれあいビレッジ用地を新東名工事事業者に貸出すものでございます。

21款雑収入、4項雑入、1目雑入は24万4,000円の増額でございます。学校臨時休業対策費補助金で、3月の給食材料のキャンセル分の補助で4分の3の補助でございます。

22款町債、1項町債、4目教育債は2,160万円の増額でございます。先ほど、第2表地方債補正で御説明いたしました、GIGAスクール事業による起債でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は5万円の増額で、山北あんしんメールに画像や文書ファイルを添付するための追加費用でございます。

7目企画費は395万円の減額でございます。説明欄の地域振興推進事業は、東名下り線バス停駐車場整備を次年度以降としたため、減額するものでございます。また、オリンピック・パラリンピック関連事業につきましては、オリンピックの開催が延期となったため、減額するものでございます。

9目町政連絡費は54万3,000円の減額で、村雨のコミュニティー掲示板の設置を連合自治会と調整いたしまして、翌年度対応としたものでございます。

11目交通安全施設整備費は60万1,000円の減額で、尺里東地区のグリーンベルトについて、道路改良を検討中のため減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は19万1,000円の減額でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

県慰霊祭が中止となったため、山北町遺族会助成金を減額するものでございます。

4目老人福祉費は73万8,000円の減額でございます。敬老事業は敬老のつどいが中止となったため、減額するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は881万5,000円の増額でございます。子育て世帯臨時特別給付金は臨時交付金を活用いたしまして、国の子育て世

帯臨時特別給付金対象者に、町独自に1万円を加算するものでございまして、877人分を予定してございます。子育て支援事業の副食費、補足給付費につきましては、対象児童が1名増えたものによるものでございます。

3目保育園費は21万8,000円の増額で、国の補助金を活用いたしまして、機器購入費で保育園に空気清浄機2台を購入するものでございます。通信運搬費につきましては、登園自粛に伴う保育料の日割り計算あるいは還付等の関係で決定通知が増えたことによるものでございます。

5目認定こども園費は49万4,000円の増額で、国の補助金を活用いたしまして機器購入費でこども園に空気清浄機5台を購入するものでございます。通信運搬費につきましては、登校自粛に伴う保育料の日割り計算あるいは還付等で決定通知が増えたことによることが原因となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は58万円の減額で、健康福祉センター閉館による警備員やさくらの湯受付職員の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては31万7,000円の減額で、オリーブサミットの延期による減額でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は6,195万6,000円の増額でございます。通信運搬費につきましては事務経費、中小企業小規模事業者等持続化支援助成金6,180万円は、国の臨時交付金を活用いたしまして、該当の618事業所に一律10万円を支給するものでございます。

3目観光費は570万5,000円の減額で、丹沢湖花火大会、ソーラン山北の中止による減額と、D52の軌道延伸事業については、設計業務を翌年度対応としたことによる減額でございます。

7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費は11万9,000円の増額です。

16ページ、17ページをお願いいたします。

ブロック塀等除却費補助金で1件増となったものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費は61万6,000円の減額で、県総合大会が中止となったため、減額するものでございます。

5目防災対策費は54万9,000円の減額で、今年度の総合防災訓練が中止とな

ったため、減額するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は4,930万1,000円の増額です。教育振興事業は、GIGAスクール事業といたしまして、校内通信ネットワーク整備業務委託料は、山北中学校、川村小学校の校内ネットワーク整備で、教育用PC端末運用支援業務委託料は、研修等の運用支援でございます。教育備品購入費につきましては、1人1台用のパソコンを481台購入するものでございます。給食事業の学校臨時休業に伴う給食費等負担金は、学校の臨時休業に伴う給食材料のキャンセル料でございます。新型コロナウイルス感染症防止学習支援教育環境整備事業の謝礼金につきましては、やまきた塾開催の講師の謝礼でございます。学校間交流事業につきましては、体育大会、音楽会等の中止によりまして、バス運行業務委託料を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

豊かな学びの支援推進事業につきましては、教育研究事業の経費でございます。オリンピック・パラリンピック学校連携観戦事業につきましては、オリンピックの延期による減額でございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は34万9,000円の減額で、プールの中止に伴う減額でございます。

3項三保小学校費、1目学校管理費は43万円の減額で、施設の修繕などを翌年度対応としたものでございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費は69万円の減額で、工事を翌年度対応としたものでございます。

2目教育振興費は23万円の減額で、各種大会が中止となったため、減額するものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

6項社会教育費、3目青少年育成費は19万9,000円の減額で、青少年健全育成大会の中止によるものでございます。

7項保健体育費、1目保健体育総務費は490万1,000円の減額で、丹沢湖ハーフマラソン大会、カヌーマラソン、健康スポーツ大会チャレンジデーが中止になったことによる減額でございます。

2目体育施設費は396万1,000円の減額で、プールの一般開放が中止になったことによる減額でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

13款予備費につきましては、今後のコロナウイルス感染症対策等のため2,310万5,000円を留保しておくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

9番、児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9番の児玉でございます。

今、御説明いただきました。歳出全般の部分でも当たりますし、先日、全員協議会の中でも御説明ありました町の各いろんなイベントであったり、事業であったり、見直しとか、見送りをしていただく中で、このコロナウイルス対策といったところで、この費用に充てていただいたといったところについては、関係各位、御調整、大変御苦勞があられたかなと思いますけれども、今回、補正予算でありますから、ここで上がってきた金額、額面の部分については、特に私は異論はございませんが、やはり町民としてはこの先どうするんだといったところも、やっぱりあるかと思うんです。特にこのイベントに関連する部分ですけども、もともとイベントが多い山北町ですから、今回こういった中止なり見送りなりをした、これを今回の機会に、例えば今後、次年度以降も含めて見直していったり、縮小していったり、何か、もともとそもそもイベントやめようかとか、そのような考えとかというのは、現時点で町長のほう、お考えございますか。

議 長 町長。

町 長 コロナウイルスでございますけども、とにかく経験したことがなくて、そして、また、今後収束するかどうかはまだはっきりしておりません。第2波や第3波ということも考えられております。こういう中で、まずは、イベント関係等、不急不要なものについては、中止が決まっているものについては減額して、そして、また、町民の皆さんあるいは会社等、事業をやっている皆さんに、何らかの支援をしていきたいということがまず目的でございます

けれども、今後については、当然、これで終わりということではございませんので、さらに、たぶん年内の間は第2波、第3、次々と、いろいろな支援策等をその状態に合わせて考えていくしかないということで、ぜひとも議員の皆様にもいろいろな提案をしていただければ、それを我々としては検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

議 長 副町長。

副 町 長 町長が申しあげましたけれども、今後につきましては、予算書8ページ、9ページの上のほうにあります、新型コロナウイルスの6,600万、国からお金が来ました。これ第1回目なんですけれども、総額1兆円と言われてます。ということは、第2回目が総額2兆円と言われているものが、今、国会で審議しています。それがもし決まった場合、単純にこの6,600万の掛ける2倍というわけにはいかないようなんですけれども、感染者が多いところを優先的に配分するというようなこともあるようですが、その辺のところも含めた中で、国から交付金がきた段階で、皆さんにも町長申しあげました、いろいろな支援策を考えて、できるだけ早く町内の事業者、町民等に支援策を補正予算として、提案していきたいというふうに考えています。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 今、御答弁いただきました。やはり、この町内事業者支援、そういったところが一番最初に上がっていくべきだと思いますし、繰り返しますけれども、やっぱりこれを機会にイベントであったり、事業の見直しを改めて進めていただいて、不要不急という話もありましたけれども、特に観光面で申し上げますと花火大会であったりソーラン山北、この辺りは協賛金、そういうのも募りながらやるような事業だとは思いますが、事業者に支援をしておきながらイベントをやるから協賛金くださいというのも、なかなかちょっと難しい部分も今後発生してくるのかななんて思いますので、思い切った見直し、その辺りもぜひ進めていただければいいかななんて思っております。

以上でございます。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、今まで特に花火大会等は、協賛金を皆さんに寄附していただいて、そして成り立っている事業でございますけれども、今後はそうい

った事業は難しいというふうに考えておりますので、できるだけ協賛金を減額するなり、頂かないような、そんなようなやり方でイベントが開催できるかどうか、そういったことを研究していきたいというふうに思っております。

議 長 ほかにございませんか。

12番、富田陽子議員。

12番 富 田 12番、富田です。

13ページの児童福祉総務費について、ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回のこの子育て世帯臨時特別給付金877万は、町独自という御説明だったんですが、5月15日の補正予算でも同じ金額の子育て世帯臨時特別給付金で、これが国からの国庫支出金の支援金で、こちらは、もう町独自という、同じ給付対象ということでよろしいのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 5月のときには、国のほうからの交付金ということでございます。それで、今回のものにつきましては、一部、地方創生臨時交付金を充当はさせていただいてますけれど、町独自の考え方で行うものでございます。

議 長 富田陽子議員。

12番 富 田 これの支援に当たる対象者というのは、前回の国の支援と同じ方なんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 前回と同じ方でございます。

議 長 富田陽子議員。

12番 富 田 国の支援ですと、今年、令和2年の3月までに生まれた方が対象なんですが、それ以降に生まれた子どもに対しての支援とか、そういったものというのは町独自で含まれたりはしないのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今回のものにつきましては、国の制度と同じものでございますが、先ほど申されましたように、それ以降の方につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口

11 番、堀口です。

今回、コロナの関係で景気の落ち込みが一番大きい問題かと思いますが、ほかの地区においては、何かクーポン券を出して地域活性化というか、経済を回すという策をとったりなんかしてますけれども、町でも、何かそういったようなもので、コロナ対策ということは考えないでしょうか。

議 長

町長。

町

長

地域の例えば商品券のようなものというようなことで、当初に考えて、一番先に考えましたけども、どうしても、商工会が山北だけの中のものになるということで、今まで何回か国のほうのプレミアム商品券とかをやりましたけども、やはり上郡全体とか、そういったところについては、非常に効果があったというふうに思いますけども、山北だけというようなことを考えますと、やはり、さほど効果としてはないということはないんですけども、そういったようなことがありましたんで、やらないということではございませんけども、まだ検討して、そういうようなことがあれば、また商工会のほうと相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

議

長

ほかに質疑のある方は。

石田照子議員。

13 番 石 田

13 番、石田でございます。

15ページの商工費なんですけれども、中小企業小規模事業者等持続化支援助成金6,180万なんですけれども、これは早急に支援する必要があると思うんですけれども、いつ頃支援ができる予定なんでしょうか。

議 長

商工観光課長。

商 工 観 光 課 長

本日、この議案のほう補正予算のほうはできましたら早急に必要な要綱等の整備に入らせていただきます。可能な限りやらせてもらいますが、対処方法としても、こちらのほうから町の法人税情報、あと、課税情報などを見させていただきながら、町民税務課のほうの協力を得ながら一緒になって、まず事業者宛てに直接郵送させていただきます。そして、さらに返信をしていただくことで、即時申請等ができるように体制を整えたいと思いますので、早期対応に努めたいと思います。

以上です。

議 長 石田議員。

13 番 石 田 それでは、直接対象者に郵送で送るということは、周知というのは特にな
 さらないというようなことですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 一応、商工会や金融機関には御連絡のほうはさせていただきますが、個別
 で郵送させていただく予定ですので、あえて広くという形ではとらない予定
 ではいます。

議 長 ほかにございませんか。

1 番 瀬 戸 瀬戸恵津子議員。

瀬戸でございます。

今のところの同じことなんですけれども、国の活用で、一律10万円で618
 社ということなんですけれども、この中に5月の補正で20%から49%減額
 の方も含まれるという考え方でよろしいでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 お答えします。今回のものについては、例えば、50%以上が国の持続化給
 付金、5月の補正を頂きました 20%から 49%までの町の助成金の関係、支
 援助成金、さらに 20%未満で実際に助成金等国庫の給付金のほうの対象にな
 らなかったと。それは、もう全て対象にして一律 10 万で想定しております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 確認なんです。ちょっと商売やっている方に聞かれたんですけど、町独自
 のと国とは両方もらえないんだよねということと言われたんですけど、そう
 いうことじゃないのかということを確認します。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 前回のものと今回のものについては、ちょっと名称そのものを若干修正さ
 せ分けた形で対応させてもらう予定です。前回のものは、持続化をいろいろ
 収入が減少した、そういったところで事務継続がなかなか厳しいということ
 がありました。ですから、事業を継続の支援という形でやったものですが、
 今回のものについては、新たな再起を図るという形のもので考えておりまし
 て、緊急支援金という形のお名前をちょっと修正させた中で申請書のほうを
 御用意していただきたいと思います。ですから、前回のものが 20 万円とか、

10万円ありましたけど、それをもらった上で、今回さらに10万円という形の流れになります。

議 長 ほかにございせんか。

8番、清水明議員。

8番 清 水 8番、清水でございます。

19ページのところで、教育関係で、三保小学校の学校管理費、需用費の修繕費が、33万円が翌年にといいことで聞きましたが、もしこれ正しければ、翌年ということは、もう子どもたちはいなくなってしまうということで、これは、翌年必要なんではないかといいことです。お答えを。

議 長 学校教育課長。

学校 教育 課 長 翌年は学校が終わりといいいますか、今年度で閉校になるんですけれども、今回の修繕費といいいのが、体育館の裏の木の整備といいいことで、今、見たところ、早急にやる必要がないだろうといいいことで、ほかのものに振り分けさせていだいだといいいことでございせんけれども、来年度以降、また、そういうことが出てきましたら教育費じゃない予算のほうで上げさせていだいだきたいと考えております。

ごめんなさい、そうです。33万、すみません。体育館の更衣室の2階なんですけれども、早急にこちらのほうもやるといいいことではないんですけれども、来年以降、必要になってくればと思いいんですけれども、その前に、この辺は、体育館が中ですと内装のほうがちよっと荒れていいるといいいことで、こちらのほうは残させていだいだいて、修繕はさせていだいだくんですけれども、床のほうは来年度以降に回しても大丈夫といいいふうに判断させていだいだきましたので、来年度以降、必要であれば修繕をさせていだいだきたいと思っております。

議 長 教育長。

教 育 長 この33万の減額につきましては、当初は体育館の内壁の計上して。それは、そのまま残してございせん。この33万といいいのは、床の、特に器具庫等の床ですので、どうしてもすぐにやらなきゃいけないといいい状況ではありませんけれども、来年、三保小学校もなくなりませんけれども、体育館は継続して使っていきますし、避難所にもなりませんし、社会体育等活用していきますの

で、そういう面では、来年以降に執行していくという考えでございます。今年、どうしてもやらなきゃいけないと、すぐにやらなきゃいけないというものではないということで、このような形で減額させていただいたということでございます。

議 長 清水明議員、ちょっとお待ちください。すみません。
副町長。

副 町 長 財政運営なんですけども、今回、非常に細かいものが多いと思います。ただし、最後のページに予備費で、2,300万ほど予備費でお金が、言い方変えると余ったというふうな形になるのですが、今後の財政状況の見通しを申し上げますと、約1億円を超える税収の減額がある予定でございます。ですから、町長を中心に送れるものは来年に送れて、今年を何とか乗り切ろうということで、細かいものを出させていただいたということございまして、9月補正に向けても、細かいものもさらにあるかもしれませんけれども、最後に税収の段階が1億円以上、今の段階ですと収入が不足しちゃうというような、今年がありますので、必要に応じて細かいものも減額していくということでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 当然ながら、予算は、不要不急のものはここに載ってないと思います。それで、なぜ、ここの質問をしたのかというと、予算のところ、要は子どもたちのことについては、余り減らす対象にしてほしくないなと思うところです。関連で、同じようなことで、山北中学校では、高架水槽塗装工事がやはり翌年回しということになっています。私は現物を見ていませんが、塗装工事等は1年遅らすと、さらに費用が増えてしまうのではないかということを含めて、多分これは財政が厳しいので削るところをできるだけみんなで削ってこうよということを出たものだと思うんですが、その辺で、その不要なものはないと思いますが、不急について、先ほども言いましたが、やはり、子どもたちに関わる場所については、できるだけ避けてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 できれば、全てやりたいのが考え方でございますけども、ただ、いろんな

修繕ですとか、そういうところについて待たなしてやらなきゃいけないものの計上している部分もありますし、早め早めにこれを執行していかなくちゃいけないということで、そういうふうな中で、この予算組立てはできてございますので、ですから、今回、見直ししたというのは、もう、すぐにやらなくちゃならないという状況はないという判断をさせていただいたので、翌年送りというような考え方でございますので、そのところは、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
質疑はございませんか。
それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第44号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第44号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第45号 令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水地区)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第45号 令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水地区)請負契約の締結について。

令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水地区)の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的。令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水地区)。

2、契約の方法。随意契約による契約。

3、契約金額。一金7,282万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額662万円)。

4、契約の相手。横浜市金沢区福浦2-4-15、三愛電子工業株式会社横浜営業所、営業所長、三浦幸喜。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（山北・岸・向原・清水地区）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

それでは、議案第45号 令和2年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（山北・岸・向原・清水地区）請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事につきましては、総務省が平成17年に無線設備規則のスプリアス発射の強度の許容値を改正したことに伴い、令和4年12月一日以降、旧規則に基づく無線機器は使用できなくなり、デジタル化への移行が義務づけられたことによるもので、町では、令和元年度から4年間をかけて屋外子局をデジタル化していくものでございます。

それでは、今年度工事予定の屋外子局を説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

山北地区は13局のうち8局をデジタル化対応へ改修するものでございます。岸地区は7局のうち4局をデジタル対応へ改修するものでございます。向原地区は10局のうち4局をデジタル化へ改修するものでございます。清水地区は16局のうち1局をデジタル化へ改修するものでございます。本年度は全部で17局をデジタル化するものでございます。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第45号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第45号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第46号 町道路線の廃止について (No. 67号谷ケ小山線) を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号 町道路線の廃止について。
町道路線の廃止について、次のとおり道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、町道谷ケ小山線を含む周辺道路一帯を現在の使用状況に合わせ整理する必要が生じたため、廃止するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第46号を御説明いたします。

お手元に御用意しました平面図を御覧いただきたいと思います。

現在の町道谷ケ小山線ですけれども、青色で着色した部分でございます。起点を図面の右側でございます主要地方道山北藤野線との接点とし、そこから畑沢の上流に向かひまして、ゴルフ場の周辺を通過し、静岡県小山町との境を終点として、昭和57年に町道として認定されております。この路線の一部は、過去の水害等で寸断されており、車両の通行が困難なため、現状では、昭和40年代後半から50年代半ばにかけて、地元の採石業者及びゴルフ場によって開設されました採石搬出入道路が地域の生活道路として使用されております。この採石搬出入道路であります、昨年の10月に発生しました台風第19号により甚大な肥大を受け、その復旧に当たっては町も地元の採石業者と取り交わした協定によって相当な負担を強いられました。こうした状況を踏まえ、現在の町道谷ケ小山線に係る周辺の道路一帯を整備する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、一旦全線を廃止するものであり

ます。

なお、採石搬出入道路につきましては、今後の災害時や通常の維持管理に係る費用負担等に関しまして、町、地元の採石業者及びゴルフ場の三者で新たな協定を締結させていただいております。

説明は以上でございます。

議 長 町長。

町 長 すみません。議案第 46 号の町道路線の廃止についての次に、括弧して、No. 67 号谷ケ小山線を入れていただければというふうに思っております。

議 長 すると、原案は差し替えということよろしいですか。タイトルが違いますので。

ただいまの私のほうから、議案について、議案第46号 町道路線の廃止について (No. 67号谷ケ小山線) を議題といたしますと発言をさせていただきました。

しかしながら、町長のほうの提案の中で、町道路線の廃止についてということで、議題が少し違っておりました。そこを町長が訂正をしていただきまして、(No. 67号谷ケ小山線) を追加したということですので、後ほど、第46号は、多分47号も同じだと思いますけども、46号、47号につきましては、差し替えをさせていただくということで、町側よろしいですか。差し替えをさせていただきます。

ですから、皆さんには議事日程でお示しをしている件案名でよろしく願いをしたいと思います。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

それでは、質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第47号 町道路線の認定について（No. 67号谷ケ小山線外2路線）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第47号 町道路線の認定について（No. 67号谷ケ小山線外2路線）。
町道路線の認定について（No. 67号谷ケ小山線外2路線）、次のとおり道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

別紙町道認定路線調書による。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、現在の町道谷ケ小山線を現状に合わせて整理する必要があるため、関係する路線の認定を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第47号について御説明いたします。

その前に、御用意させていただいた図面のほうの、こちら申し訳ございません、訂正のほうお願いしたいと思います。

図面のほうは、赤と青と緑で線が引かれていると思いますけども、小さく判例のごと色が違ってございます。赤が谷ケ小山線、青が谷ケ小山2号ということで、畑線はそのままということをお願いしたいと思います。

それでは、御説明のほうをさせていただきます。

今、申し上げましたように、赤色で着色してありますのが新たな谷ケ小山線となります。こちらは従来のルートから先ほどの採石搬出道路へ付け替える形となっております。

続きまして、図面の左下のほうになりますが、青色で着色してございますのが谷ケ小山2号線となります。こちらは、谷ケ小山線から分岐しまして、採石場方面へ向かうルートとなっております。

そして、最後になりますが、図面の右上のほうを御覧いただきたいと思いますけども、緑色で着色してありますのが畑線となります。こちらは、従来の谷ケ小山線の起点をそのまま踏襲しまして、集落の中を通過し、新たに谷ケ小山線となるルートとの合流点を終点としております。

議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきたいと思います。

町道認定路線調書になります。

路線番号67。路線名称、谷ケ小山線。起点地番、谷ケ字鳥手山1245-4。
終点地番谷ケ字後沢1105。

路線番号272、路線名称、谷ケ小山2号線。起点地番、谷ケ字後沢1129-14。
終点地番、谷ケ字ヌタ1133-3。

路線番号273。路線名称、畑線。起点地番、谷ケ字太郎ヶ尾1021-1。終点
地番、谷ケ字尾畑595-2。

以上の3路線を道路法第8条第2項の規定により、認定するものでござい
ます。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第47号について、質疑に入ります。

質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、議案第47号を採決いたします。原案に賛成者は起立願
います。

(全員起立)

議

長

起立全員。よって議案第47号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたしま
す。 (午前10時26分)